

3 国内発生期

<p>● 国内発生期（国：国内発生早期・国内感染期、県：国内発生期）</p>
<p>・本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>
<p><目的></p> <p>市内発生に備えた体制整備の強化</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国内での発生状況について、注意喚起するとともに、市（県）内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。 2 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市（県）内発生に備えた体制整備を急ぐ。 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 4 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1） 実施体制

対 策
<p>ア 実施体制の強化等【総括班/医療・救護班/生活維持班】</p> <p>○国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。</p> <p>○国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は対策本部班長会議を開催し、市（県）内発生早期の対策を確認する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務・動員班】</p> <p>市の職員の配備体制は、対策本部組織図に基づき、各部において、情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備する。また、中心となって対策を行う班だけでなく、協力・支援する班についても、連携方法等について十分確認し、市（県）内発生や緊急事態宣言に備えた必要な対策等を行う。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】**緊急事態宣言時の体制**

○県は、政府対策本部が本県を区域として緊急事態宣言をし、基本的対処方針を変更したことを公示したときは、直ちに県対策本部の会議を開催し、基本的対処方針に基づき県の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

○県は、必要に応じて、対策推進会議を開催し、発生状況等の情報収集と、今後の対応方針について確認する。

○県は必要に応じて、専門家会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における課題を検討し、県対策本部に意見を提出する。

○県保健所は、必要に応じて地域対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。

職員の配備体制

県の職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、インターネット等を活用し情報収集を行う。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報収集について、要請に応じ適宜協力する。【総括班/関係各課】</p>
<p>参考：県のサーベイランス・情報収集</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>イ サーベイランス</p> <p>○県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。</p> <p>○県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>○県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し必要な対策を実施する。</p>

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p>

○市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝える。また、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

○市は、対策本部における広報・情報収集班を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

○市は、対策の実施主体となる、関係部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて、対策本部において調整する。

イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】

市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】

○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口の体制を充実・強化する。

○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として、緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、知事コメント等により、県民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 県等との連携による市民・事業所等への要請【関係各課】</p> <p>○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。</p> <p>○事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p>

○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて県が示す、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等の設置者に要請する。

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策【医療・救護班】

市は、引き続き、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。（国では、国内状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとしている。）

ウ 予防接種

① 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。【総括班/人事課/医療・救護班】

② 住民接種

○市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。【広報・情報収集班】

○市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保する。ワクチンの供給が可能になり次第、原則として市内に居住する者を対象に集団接種を行う。【医療・救護班】

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①知事は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

○特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

ただし、医療機関への通院、食料の買出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な外出は、自粛の要請の対象から除く。

○特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

②県は、公共交通機関については、特措法第45条の施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者が乗車しないことやマスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼び掛けを行う。

③市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策
<p>市は県等と連携して情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【医療・救護班/生活維持班】</p>
<p>参考：県の医療</p> <p>ア 医療体制の整備</p> <p>県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、専用外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。</p> <p>イ 陰圧テントの貸出</p> <p>県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。</p> <p>ウ 患者への対応等</p> <p>○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。</p> <p>○県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であつて十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>エ 医療機関等への情報提供</p> <p>県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。</p> <p>オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用</p> <p>○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬や迅速検査キット等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。</p> <p>○県は、県内発生早期、県内感染拡大期に備え、引き続き医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。</p>

カ 医療機関・薬局における警戒活動

県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

キ 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、「別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）」（P98：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品及び医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療並びに医薬品及び医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

（6） 市民生活及び市民経済の安定の確保**対 策****ア 火葬能力等の把握【環境班/建設部】**

○県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力について最新の情報を収集する。【環境班】

○環境班と連携し、火葬能力の限界を超えた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【建設部】

イ 市民・事業者への呼び掛け【広報・情報収集班/生活維持班/産業班】

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。さらに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

ア 事業者の対応等

指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。その際、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。

イ 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関等は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

エ サービス水準に係る県民への呼び掛け

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。

オ 緊急物資の運送等

○県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する。

○県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

○県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定地方公共機関等に対して運送又は配送を指示する。

カ 生活関連物資等の価格の安定等

県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

キ 犯罪の予防・取締り

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。